

京都市消費者訴訟援助実施要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、京都市消費生活条例（平成 17 年 3 月 25 日条例第 83 号。以下「条例」という。）に基づく京都市消費生活条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日施行。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、条例及び規則の例による。

（設立補助の申請）

第 3 条 規則第 10 条に定める申請書は、京都市消費者団体設立補助交付申請書（第 1 号様式）のとおりとする。

（設立補助の交付額）

第 4 条 設立補助の交付額は、予算の範囲内において、市長が相当と認める額とする。

（交付の決定）

第 5 条 規則第 11 条に定める設立補助に係る交付決定通知は、京都市消費者団体設立補助交付決定通知書（第 2 号様式）又は京都市消費者団体設立補助交付不承認通知書（第 3 号様式）によるものとする。

（貸付けの申請）

第 6 条 規則第 14 条に定める貸付けの申請書は、京都市訴訟資金貸付申請書（第 4 号様式）のとおりとする。

2 申請書に添付するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

ア 貸付けを受けようとする額を証する書類

イ 申請者の住民票（申請者が外国人である場合は登録原票記載事項証明書）の写し

（申請者の範囲）

第 7 条 訴訟資金の貸付けの申請を行うことができる者は、本市の区域内に住所を有する者とする。

（訴訟資金の貸付けの範囲）

第 8 条 訴訟資金の貸付けの範囲は、当該訴訟の遂行に要する裁判手続費用、弁護士費用その他訴訟に通常要すると市長が認める費用とする。

（訴訟資金の貸付額）

第 9 条 訴訟資金の貸付額は、訴訟一件につき審級ごとに 1,200,000 円を限度として、市長が相当と認める額とする。ただし、一会計年度においては、一つの審級に係る貸付けを限度とする。

（貸付けの条件）

第 10 条 訴訟資金の返還期限は、当該訴訟が終了した日から起算して 6 箇月を経過した日とし、かつ、訴訟資金は一時に全額を返還しなければならない。

2 訴訟資金は、無利息とする。

(延滞利息)

第11条 訴訟資金を前条に定める期限内に返還しなかったときは、当該金額に対し、当該期限の翌日から返還の日までの期間に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。ただし、当該期限までに支払わなかったことにつき、やむを得ない理由があると市長が認めるときはこの限りではない。

(貸付けの決定)

第12条 規則第15条に定める貸付額等に係る決定通知は、京都市訴訟資金貸付決定通知書（第5号様式）又は京都市訴訟資金貸付不承認通知書（第6号様式）のとおりとする。

(訴訟資金の交付)

第13条 前条の貸付の決定を受けた者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に別記第7号様式（訴訟資金借用書）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による手続きが完了した後に、訴訟資金を交付する。

(貸付けに係る訴訟の取下げ)

第14条 訴訟資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付けに係る訴訟を取り下げようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(届出)

第15条 借受人は、訴訟資金の返還を完了するまでの間に、住所若しくは氏名を変更し、または貸付けに係る訴訟について判決があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 借受人が死亡し、または所在不明となったときは、同居の親族は、その旨を市長に届け出なければならない。

(返還の免除の申請)

第16条 規則第18条に定める貸付の免除の申請書は、京都市訴訟資金返還免除申請書（第8号様式）のとおりとする。

(返還の免除の決定)

第17条 市長は、前条に定める申請があったときは、免除の適否を決定し、京都市訴訟資金返還免除決定通知書（第9号様式）又は京都市訴訟資金返還免除不承認通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(返還命令)

第18条 規則第17条の規定により繰上げ返還を命じた場合においては、第10条の規定を準用する。

(審議会の意見の聴取)

第19条 市長は、この要綱に定める決定をするに当たり、必要があると認めるときは、京都市消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(準用)

第20条 この要綱に定めるもののほか，訴訟資金の支出又は収入については，京都市会計規則を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は，平成19年 月 日から施行する。